

デジタルインボイスの日本国内規格 「JP PINT」とは

2022年10月に発表されたデジタルインボイスの日本国内規格「JP PINT」。国際標準規格「Peppol」をベースとするJP PINTについて、経理担当者が押さえておきたいポイントを解説します。

小嶋 晃弘

てんむすび税理士事務所
税理士・MBA

デジタルインボイス導入と JP PINTの登場

経理担当者が、適格請求書等（以下本稿では、「インボイス」とします）にアレルギーを感じる原因のひとつは、管理項目が増えることでしょう。

税率ごとに消費税を区分するなどの業務が増え、紙で発行されたインボイスは、人の手を介して経理処理をしなければなりません。

もし、共通の仕様で記載項目や消費税率などが区分された、デジタルデータとしてのインボイス（以下本稿では、「デジタルインボイス」とします）の規格があれば、手間は少なくなるでしょう。

A社の請求ソフトが発行したデジタルインボイスを直接B社の会計ソフトに取り込み、転記や消費税の取引区分を自動で処理させる、といったイメージです。

そこで、デジタル庁などが「JP PINT」という、デジタルインボイスの記載項目などの標準仕様を定めました。

本稿では中小企業の実務担当者に向けて、JP PINTの概要と実務での活用イメージ、使用を検

討する際の留意点をまとめます。

JP PINTの概要

JP PINT（正式名称：Peppol BIS Standard Invoice JP PINT）は、日本におけるデジタルインボイスの標準仕様です。JP PINTを使えば、図表1のよう異なるEDI（電子データ交換）事業者を用いる会社間でもデータのやり取りができます。

正式名称に含まれるPeppol（Pan-European Public Procurement On-Line）とは、商取引における請求書等の電子文書を、ネットワーク上で簡単にやりとりするために、仕様・ルール・ネットワー

ークを定めた国際規格といえます。

同じく正式名称に含まれるBIS（Business Interoperability Specifications）とは、「ビジネスの相互運用性を確保するための仕様」と訳されます。

つまり、Peppol

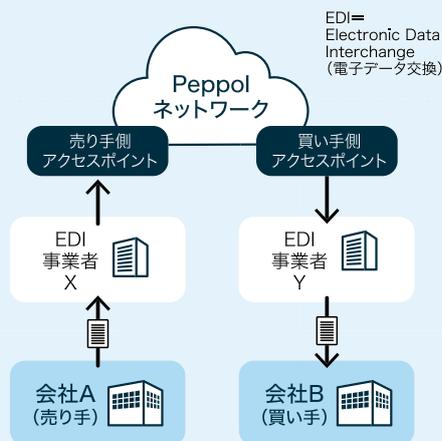
をベースに、日本のデジタルインボイスの標準仕様として定められたのが、JP PINT（Japan Peppol International）なのです。

JP PINTでは、販売者や購入者などの当事者情報や口座情報、配送の明細、発注書や入札参考資料などの添付ファイル、商品情報、価格情報、消費税の情報（税率・課税事業者かなど）の項目等が明示されています。

また、JP PINTでは、インボイスの項目やフォーマットだけでなく、通信データの交換ルールも統一しています。

通常のEDI取引では、同じネットワークにIDを登録する必要

〈図表1〉JP PINTを使用した取引の概要



※デジタル庁「よくある質問:Peppolネットワークでのデジタルインボイスのやり取りについて(概要)」(2023年7月21日)を元に筆者が作成

がありませんが、J P P I N Tでは、データ通信の規格も統一されているので、前述のとおりE D I事業者が異なっている場合でもやり取りが可能です。

J P P I N Tでは、ことし7月21日現在、

- ① 適格請求書
 - ② 仕入明細書
 - ③ 区分記載請求書
- の3種のデジタルインボイスの仕様が公表されています。

なお、J P P I N Tの仕様によるデジタルインボイスは、義務化されない予定です。

J P P I N Tの特徴とメリット

前述のように、J P P I N Tは、日本においてのデジタルインボイスの記載項目などや、国際ネットワークの標準仕様とされています。

J P P I N T仕様のデジタルインボイスには、次のようなメリットが挙げられます。

これまでの紙の送付や保管コストと環境負荷を減らせる

紙の請求書の発行・郵送・紛失リスク・保管の手間を回避するこ

とができます。

受領後の経理処理の高速化および省力化

P D Fファイルでデータを受け取る場合、記載された数字が単価なのか、総額なのか、税込なのか等を考える必要がありました。

J P P I N Tの仕様でデータを受け取れば、記載項目が規格化されているので、その作業が不要になります。

国際間の取引においても使用が可能

データで請求書を発行するE D Iの取引をすでに使っている場合には、取引先と同じE D I事業者を選んでもらわなくてもデータのやり取りが可能になります。

電子帳簿保存法とJ P P I N T

J P P I N Tはあくまでデジタルインボイスの標準仕様であり、電子帳簿保存法対応のシステムではありません。

電子帳簿保存法の最低限の義務であるデータ保存(電子取引保存)の要件を満たすには、データの保存や事務処理規程など、通常の用

意が必要です。

電子帳簿保存法対策がされているのは、J P P I N Tの仕様でデジタルインボイスを提供するE D I事業者に確認しましょう。ほとんどのE D I事業者が、電子帳簿保存法の対策も提供しています。

留意点として、E D I事業者の変更にはデータ移動などの手間がかかるため、長くサービスを提供できそうな事業者か、選定時に調べる必要があります。

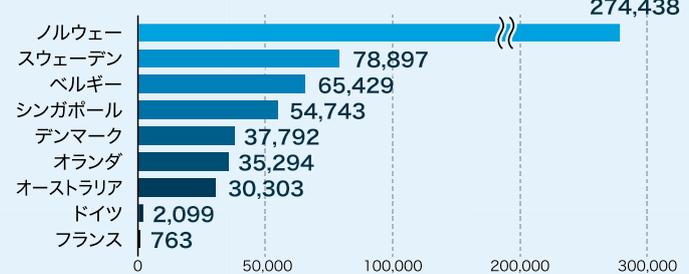
欧州Peppolから予測するJ P P I N Tの動向

「欧州におけるPeppol(本稿では以下、ペポルとします)」のI D取得数から、J P P I N Tの今後を予測してみよう。

ペポルのネットワークを利用するには、アクセスポイントへ登録してペポルI Dを取得する必要があります。すでに導入している国のペポルI D数を確認すれば、今後の動きの予想に役立ちます(図表2)。

これによるとノルウェーのペポルI D取得数が多くなっています。この理由は、ノルウェーで2012年に可決された法律によ

〈図表2〉 欧州ペポルIDの国別取得数

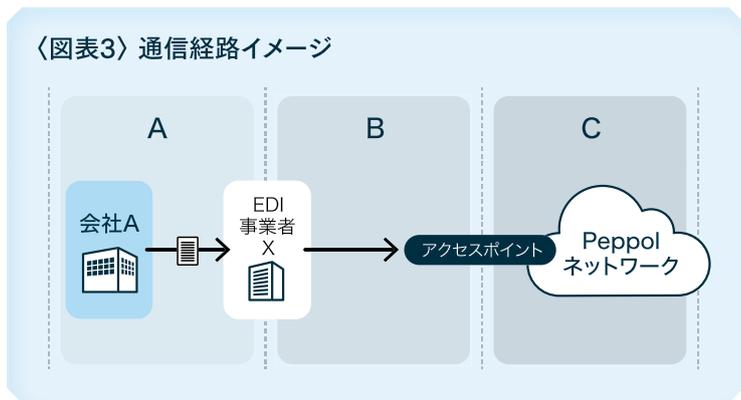


※「PEPPOL Deployment numbers and statistics」(2023年5月23日)から上位7か国+独仏を抜き出し筆者が作成

り、公共部門機関のすべての調達でペポルを利用したデジタルインボイス(eInvoice)の使用が義務付けられているからです。

一方、ドイツとフランスはペポルI Dの国別取得数が20位までに入っているものの、取得の絶対数は少ないです。デジタル化への対応の差もあるでしょうが、政府調達に関してペポルの使用が「義務化」されていたかが数の差に表れています。

〔図表3〕通信経路イメージ



とされています。

JPPINT 使用に際しての留意点

JPPINTを使用するかどうかの判断材料

自社でJPPINTを使用するには、JPPINT仕様のデジタルインボイスに対応したサービスを提供しているEDI事業者の利用がシンプルでしょう。そのため判断材料を紹介します。

自社ニーズ

- ◆ 組織の大きさ、取引の規模、業務判断の複雑さを考慮
 - ◆ 自社がEDI事業者を利用しているか。そのEDI事業者がJPPINTを導入するか(両方ともイエスなら追加コストが減少)
 - ◆ 取引規模が増加した場合の費用負担を確認
 - ◆ データ保存や障害発生時のサポート・保守状況を確認
- 経理の状況
- ◆ 経理担当者を、日々の作業からより戦略的な仕事へ移行させたいか

取引先の使用状況

- ◆ 取引先はJPPINTを使用しているか
- ◆ 政府調達の有無

以上の項目等から総合的に判断して、導入するかを決めましょう。

安全性・データ保護・セキュリティ対策の確認

ネットワークにおいて、気になるのは安全性やセキュリティです。各通信経路で確認する点を挙げてみます(図表3)。

最初にAの部分の安全対策を確認しましょう。ここはおそろそかなりがちな部分です。

社内のクライアントPCにセキュリティ対策に関するソフトが入っているか、UTM(統合脅威管理)機器があるか、在宅勤務を導入している場合、それぞれの機器にセキュリティ対策ができていますか、などを確認しましょう。

なお、対策はJPPINTの使用に限ったものでなく、営業活動であつても必要なものです。

次に、B部分のEDI事業者の安全対策などを確認します。

通常は、保存と転送の両方で暗

号化、アクセス制限、データバックアップ、セキュリティ監査が行なわれています。どのような安全対策を行なっているか、事業者に確認しておきましょう。

最後に、C部分のペポルネットワーク上での安全対策などを確認します。この部分は、多くの国が使用しているため、高い安全性を担保していると理解してよいでしょう。

具体的には、取引を行なうすべてのアクセスポイントに対して認証が行なわれます。不正なアクセスポイントからの取引を防ぐためです。

そして、データ自体も暗号化され、通信者がどこにいるか、どのような文書をどの通信で行なうかが、ペポルアクセスポイントとして認証された事業者によって安全に処理されています。

JPPINT仕様のデジタルインボイスは、経理の働き方を変える可能性を秘めています。

書類のやり取りや管理に関する費用と手間を減らし、作業を効率化することに関心がある企業は、JPPINTの使用を検討してみよう。